

地名散歩

第25回 カミの地名・シモの地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

東武東上線の駅には下板橋・中板橋・上板橋と3種類の板橋が揃っており、西武新宿線には下井草と上井草がペアで存在する。京王線には下高井戸駅があり、昭和12年(1937)までは上高井戸駅もあった(現芦花公園駅)。これらの位置関係を見ると、いずれも上のつく駅が西側にあり、下は東になっている。これをもって「昔は京都に近い方に上の字を付けた」ともっともらしい説を信じる人が意外に多いのだが、これは誤りだ。

例えば、長野県の諏訪湖に面した中央本線の上諏訪駅(諏訪市)と下諏訪駅(下諏訪町)の関係は京都から遠い上諏訪の方が東だし、京都駅を起点とする山陰本線で隣り合っている上夜久野・下夜久野の両駅(京都府福知山市)は、京都に近い方が下夜久野である。これだけ挙げれば十分だろう。京都に近いか遠いか

ということではなく、地名の上下は要するに同じ流域の上流側か下流側かの違い、というのが基本である。

上下の地名はペアで隣り合っていることが多いが、ざっと見たところ江戸初期に分かれたところが多いようだ。例えば、東京都の区名にもなっている板橋は、もともと中山道に架かる板の橋に由来する地名というが、江戸初期に上板橋村と下板橋村に分かれたという。同じく、東京の目黒は江戸初期に上目黒・中目黒・下目黒の3か村に分村した。ついですが、現在の目黒区内には上目黒・中目黒・目黒・下目黒と目黒のつく地名が4つあり、目黒川に沿って上流側から順に並んでいる。

思えば、京都でも上京と下京という呼称が、^{かみぎょう} ^{しもぎょう} 応仁の乱があった14世紀末から15世紀初頭にかけて用いられるようになった。当時の上



上板橋村と下板橋(板橋町)。北西へ向かうのが東武東上線。
1:50,000 地形図「東京西北部」大正8年鉄道補入



諏訪湖畔に並ぶ上諏訪と下諏訪。天竜川は西側へ流れ出る。
1:200,000 帝国図「長野」昭和11年修正

京と下京の境界はおおむね二条通だったというが、明治に入って引き継がれた上京区と下京区の境界は三条通付近に変わっている。京都の場合も鴨川の上流側が上京で下流側が下京で他の地名と同様だが、もっとも中国式の都市は風水的に見て山を背負って南側に水を配置するのが常道であるから、必然的に御所や宮殿が置かれるのは標高の高い方となる。ついでながら、京都市の中京区は歴史がずっと新しく、昭和4年(1929)に両区から少しずつ割いてまん中に設置したものだ。上京区と中京区の境界はおおむね丸太町通、中京区と下京区の境界はほぼ四条通となっている。

さて、同じ地名でも「国」の場合はどうだろうか。実はこれについては京都との遠近関係が入ってくる。例えば、千葉県にあたる上総国と下総国の関係がそれで、房総半島の南側に位置する上総の方が京都には近かった。現在の陸路の発想だと、東京駅から総武線に乗って千葉経由なので、下総国の千葉の方が上総国の木更津より近いけれど、古代は横須賀に近い六浦から船で東京湾を渡るルートであったので、それが逆だったのである。上野国(群馬県)と下野国(栃木県)は利根川水系の上下と考えることもできるが、中山道で京都と繋がっていると見れば、京都との関係かもしれない。

国より狭い領域である郡には上下があまり使われておらず、しかも明治に入ってから分かれた場合も多いので明快に判断することはできないが、例えば、青森県の上北郡・下北郡は明治11年(1878)に北郡を分割したものであるが、あまりに広くて共通する流域関係はなく、『角川日本地名大辞典』も「首都である東京までの遠近によった」と明言しているの
で「非流域系」の命名であることは間違いなさ

そう。古代から上下に分かれていた神奈川県足柄上郡・足柄下郡(古代は足上郡・足下郡)も共通の流域はないので、こちらは古代の東海道の足柄峠を越えたところが上、それより南に離れた小田原あたりを下としたとすれば、こちらも同様だろう。

これに対して、長野県の上水内郡(長野市を中心とする)と下水内郡(飯山市)、上高井郡(須坂市)と下高井郡(中野市)は、いずれも明治12年(1879)に上下に分割されたものだが、千曲川の上流・下流の関係になっている(水内郡が左岸、高井郡が右岸)。たまたま上流側が京都に近いけれど、同県内の上伊那郡と下伊那郡の関係が天竜川
の上下であることから判断すれば、やはり川の上流・下流とみるのが自然だ。

外国の地名はどうだろうか。フランスの県でライン川に面したアルザス地方にはオーラン(Haut-Rhin)県とバラン(Bas-Rhin)県があり、これは上ライン・下ラインを意味するが、やはりコルマルのある上流側が上ラインで、ストラスブールのある下流側が下ラインとなっている。ドイツでもザクセン州からエルベ川をずっと下ったところにニーダー(Nieder = 下)・ザクセン州がある(上はOber)。

さて、日本国内では上の地名より下の地名の方が残存率が少ない。例えば、東京都世田谷区には上北沢と下北沢という地名が江戸時代以来続いてきたが、下北沢の地名は小田急の駅が開業して5年後の昭和7年(1932)に東京市に編入される際に、下が削除されて北沢町となったし(現在は北沢)、板橋区の下板橋も今では駅名に残るのみだ。人間には「上から見下ろされたくない本能」がある、と考えればいいの
のだろう。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 687
2014 April



表紙写真
「陽春」

第28回写真コンクール銀賞
小川 龍明●高知会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第24回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【I】

弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問

元公正取引委員会審判官 波光 巖

06 異色土地家屋調査士のライフスタイル

埼玉会 熊谷支部 原口 完治

08 愛知会定例研修会

『土地家屋調査士の今後を読み解く』

10 愛しき我が会、我が地元 Vol.02

三重会／鹿児島会

14 ネットワーク50

富山会／兵庫会

18 国民年金基金から

20 土地家屋調査士新人研修修了者

近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

23 ちょうさし俳壇

24 土地家屋調査士名簿の登録関係

25 お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なお案内

28 会務日誌

30 会長レポート

32 編集後記

巻末付録

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第24回 土地家屋調査士の資質の向上とコンプライアンスの確立【Ⅰ】

弁護士・日本土地家屋調査士会連合会顧問

元公正取引委員会審判官 波光 巖

標記のテーマは、土地家屋調査士を含めあらゆる事業者にとって、需要者の選択や監視の目が厳しく、また、競争の激しい経済社会において、事業者が生き残るために必要な命題です。

資質の向上と商品・役務の選択

職業人に求められる資質の向上の内容は、それぞれの職業によって異なります。例えば、教員の資質能力の向上に関しては、「グローバル化や情報化、少子化など社会の急激な変化に伴い高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっている。」との認識の下に、中央教育審議会・教員の資質能力向上特別部会は、平成24年5月15日「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」を取りまとめております。教育現場においては、これらを基に教員の資質能力の向上が図られています。

土地家屋調査士においても資質の向上が求められており、土地家屋調査士法第25条は、「調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と明文化しています。そこで、全国50の土地家屋調査士会では、「常に最新の専門知識・技術をもって社会の要請に応えるため」(日調連HP)、年間6回～10回程度の研修が行われています(この回数は、多くの専門職と比較して、非常に多いものであると考える)。対象分野は、『法律関連専門職』、『測量技術者』として必要な「倫理・法令関連」、「境界関連」、「測量技術関連」等多岐にわたっています。このほか、機関誌「土地家屋調査士」においては、常時、新しい法律・制度についての解説・紹介が行われており、土地家屋調査士は常に、新しい法令に従って業務を遂行できるよう必要な情報が提供されています。さらに機関誌では、平成23年6月号から「事務所運営に必要な知識」が毎月号掲載されており、その内容は、関係法規の解説はもとより、税務、労務管理、

財産管理やビジネスマナー・文章の書き方に至るものまで含まれており、常に土地家屋調査士の資質の向上への取り組みが行われています。このような取り組みについては敬意を表するものであります。

土地家屋調査士においては以上のようにして資質の向上が図られていますが、今後ともこれが求められています。我々が商品・役務を選択する際には、ただ宣伝や広告などに惑わされず、これらを提供する事業者が信頼できるか、また、提供される商品・役務の品質は良いか、さらに、その価格が合理的であるか、顧客に対するサービスが適切・親切であるかなど様々な点を基準として選択しています。このため、例えば、レストランでは、いかに味を良くするか、顧客の嗜好に合うようにするか、店の雰囲気良くするか、従業員の接客サービスを向上させるかなど常に改善の努力をしています。

一般市場での需要者・消費者の商品・役務の選択は、選挙の投票に例えられることがあります。需要者は市場で供給される商品・役務を上記のような判断基準で見極めて購入し、それらに満足や納得が得られないものについては、購買という“投票”が行われないことになるのです。

コンプライアンス確立の必要性

事業者には、コンプライアンス(法令遵守)が必要です。近年、事業者の法令に違反する事件が、新聞やテレビで多く報道されています。例えば、自動車のリコール隠し、銀行の反社会的勢力との関係、医薬品製造業者による臨床データの改ざん、ホテルなどの食事メニューの不当表示問題等々。

これらの問題は、いずれも、事業者にコンプライアンスが欠けることがあったり、また、従業員の一寸した不注意等から発生した問題です。事業者は、一定の資格や許可等を得れば市場で自由な営業活動をすることができます。これは事業者の特権です。しかし、コンプライアンスに欠けることがあって、需要者に被害を与えるようなことがあると、事業者は信頼を失うことになって購買という“投票”が得られないことになり、その社会的責任を果たすこともできず、市場に生き残れないことになります。

“法律は最低限度の道徳”といわれることがあります。勿論、法律さえ守っていれば足りるというものではありませんが、法律はそれだけは守らなければならないという経済社会のルールです。事業者を取り巻くものとして、需要者・消費者、従業員、株主、取引先、地域住民、監督官庁等があります。事業者は、これらの者との関係において遵守しなければならない法令を正しく認識し、それらを遵守しなければなりません。その内容がコンプライアンス・マニュアルの重要な内容になります。その作成については、別の機会に述べますが、違反行為を行った場合に、コンプライアンス・マニュアルの作成や役員・従業員の研修等が命じられる場合があることを紹介します。

私が専門とする独占禁止法や景品表示法に関して述べれば、違反行為があった事業者に対して、違反行為に対する排除措置命令(景品表示法では「措置命令」といわれる。)として、違反行為の排除が命じられますが、これ以外にも今後、再び同様の違反行為が行われることを防止するため、コンプライアンス・マニュアルの作成、役員・従業員の研修、一般消費者に対する訂正広告等が命じられる場合があります。

例えば、スーパーが同社への商品の納入業者に対し、不当な手伝い店員の派遣を要請したり、新規開店のイベントの開催に必要な金銭を提供させたり、不当返品・値引きや自社製品を強制的に購入させた事件の排除措置命令では、①納入業者との取引に関する独占禁止法遵守についての行動指針を作成(改定)すること、②役員・従業員に対する定期的な研修、法務担当者による監査を、公正取引委員会(以下、「公取委」という。)の承認を受けて実施すること、そして、その実施結果について、3年間、毎年、公取委へ報告することが命じられました。

また、ホテル内のレストランの「ランチバイキング」のメニューの不当表示事件では、チラシや料理表示プレートでは「牛ロース肉のステーキ」と表示していたが、実際には、生肉とはいえない肉に牛脂そ

の他の添加物を注入した加工食肉製品を使用していたものでした。措置命令では、①一般消費者に対し、「実際には、生肉とはいえない肉に牛脂その他の添加物を注入した加工食肉製品を使用していたもので、景品表示法に違反するものであった」ことを、消費者庁の承認を受けた上で広告すること、②今後、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを会社の役員・従業員に周知徹底すること等が命じられました。①の一般消費者に対する周知徹底のためには、店内での表示はもとより、相当の発行部数のある新聞に広告することも求められています。

私には、全3回の執筆の機会が与えられていますので、今回は、標題と関連する二つの制度について、紹介したいと思います。

内部告発制度

内部告発という語感は、あまり良い感じがしませんが、内部告発制度を利用して法令違反が明らかにされる場合が多くあります。その理由は、外部からは見えにくいものでも内部に居る者であれば法令違反等を容易に認識することができるからです。そこで、公益のために役立つ告発をした者を保護することが「公益通報者保護法」で定められています。過去には、内部告発をするということは組織への裏切りと見なされることがありましたが、公益のために不正を公表することは不正を正すために必要であるとの考えに基づき、アメリカでは1989年に「内部告発者保護法」、イギリスでは1998年「公益開示法」が制定され、我が国では2004年(平成16年)に上記の法律が制定されました(施行は平成18年)。

我が国でも、事業者の内部告発によって明らかにされた事件は多くあります。例えば、野村證券の一部投資家に対する損失補填、三菱自動車のリコール隠し、外務省の機密費の流用等があります。また、レストランの食事メニューの不当表示の多くは内部告発から明らかにされたものだといわれています。

公益通報者保護法では、個人の生命・身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正競争の確保、その他に関連する約400の法律に違反する事実に関して通報する場合が対象とされており、関連する法律が新たにできる度に対象の法律として追加されています。保護される者は事業者の従業員(労働者)です。

労働者が、事業者内部の不正行為を、①事業者内部、②監督官庁や警察・検察等の取締当局、③その他外

部(マスコミ・消費者団体等)に、労働者が自らの利益を得る目的や他人に損害を加える目的ではなく通報した場合に、その事業者が労働者に報復として解雇や減給等の取扱いをすることを「無効」としています。

内部告発は、①社会的な正義感に基づくもの、②会社内部の不祥事で、会社の存続についての危機感によるもの、③コンプライアンス意識によるもの等により行われます。しかし、このような善意からなるものだけではなく、組織への不満や内部抗争等ネガティブな要因によるものもあっていわれています。

事業者によっては、「業務運営の公正性を確保すること及び不正行為などの早期発見と是正を図ること」を目的として、これに関する規定を定めた上、組織として、「内部通報・相談窓口」を設置しているところが多く見られます。この場合、通常、コンプライアンス委員会を設けてその処理方法を検討しており、また、外部によるチェックを受けたりもしています。

さらに、事業者によっては、労働者が相談しやすいように、相談のホットライン窓口として、守秘義務のある弁護士事務所に依頼しているところがあります(この場合、内部の相談窓口と弁護士事務所の相談窓口とが並立している。)。このような場合の事業者の労働者は、自分の相談したい内容について、直接、弁護士に相談できる体制になっています。

なお、各弁護士会でも、無料または廉価な相談料で、内部告発を考えている者の相談にのっています。

内部告発は、今後、増加していくことが予想されています。それは、非正規職員の増加や従業員の離職率の増加等が原因と考えられております。しかし、内部告発を憂うのではなく、経済社会の公正を取り戻すのにむしろ歓迎すべきものとしてとらえるべきことが指摘されています(高巖ほか『よくわかるコンプライアンス経営』日本実業出版社22頁)。

公取委の課徴金減免制度

課徴金減免制度とは、独占禁止法違反行為のうち、違反行為が発見されにくい談合やカルテルについて、その違反行為に加わった者が公取委へ違反行為を報告した場合には、経済的制裁としての課徴金を減免するという制度です。これも、欧米では早くから実施されていましたが、我が国へは1977年(昭和52年)に導入されたものです。

カルテルなどを行った場合には、経済的制裁として、その事業者に対し、違反行為を行った期間(最大3年間)の売上額又は購入額に次表の「一定率」を乗じた額の

「一定率」

業種	大企業	中小企業
卸・小売業以外	10%	4%
卸売業	2%	1%
小売業	3%	1, 2%

課徴金が課されます(他にも、課徴金は、私的独占及び不公正な取引方法のうちの一部の行為を行ったときにも課されるが、減免制度があるのはカルテルだけである。)が、違反行為を公取委へ報告した者に対して、最大5名まで課徴金を減免するというものです。すなわち、公取委の立入検査前に最初に報告した者1名は100%(免除)、2番目の者は50%、3番目～5番目の者は30%減免し、また、立入検査後に報告した者には、立入検査前に報告した者が5名に満たないときに、最大3名まで30%減額するというものです。

この減免制度によって、コンプライアンスによる違反行為の公取委への報告のインセンティブが与えられることになり、また、カルテルの崩壊を早め、さらには、公取委への報告者が現れることを恐れて、カルテルを結びにくくなるという、規制する側からのメリットがあると指摘されています。

なお、公取委は、「国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案などについては、刑事告発する。」との方針をとっていますが、課徴金減免制度によって課徴金が免除された事業者及びその事業者の役員・従業員は告発しない方針を明らかにしています。また、課徴金減免制度の適用を受けた者がその者の同意により事業者名が公表されたときは、その事業者に対する官公署の競争入札における指名停止期間が、この制度がない場合の2分の1とされることとなっています(「公共工事入札契約適正化指針」平成18・5・23閣議決定)。

課徴金減免制度については、業界で協調的行動が多いとされる我が国において有効に機能するのか疑問視する見方がありましたが、運用してみると、かなりの成果を挙げているとの評価をすることができるとも考えられます。公取委年次報告によると、平成24年度(平成24・4・1～25・3・31)で減免対象となった報告は102件あり、19事件の41名について、その事業者の申出により事業者名及び免除又は減額率を公表し、制度の導入(平成18・1)以来報告は725件であったとされています。なお、報告件数は、平成23年度は143件、平成22年度は131件です。

異色土地家屋調査士のライフスタイル

醍醐寺五重塔模型完成す!!

埼玉会 熊谷支部 原口 完治

完成披露及び製作の動機

平成25年11月17日に育樹祭(埼玉県主催)、平成25年11月23・24日に熊谷市産業祭(熊谷市主催)が3日間共にくまがやドーム(埼玉県熊谷市)にて開催され、製作期間16年(土日祝日のみ製作)を経て完成した醍醐寺五重塔(縮尺1/15・本体の高さ2.75m)の模型を展示する機会を得た。

思い起こせば平成10年春頃に、以前からの夢であった五重塔の模型を造りたいと思い、「具体的にどうすればいいか?」と考え始めた。昔から五重塔は、“大工と雀は隅で鳴く(軒で鳴く)”といわれてきた古建築の世界で一番難しいといわれているので、その言葉に「挑戦してみたい!」という思いがこの模型製作の一番の動機である。まず、「どの五重塔の模型を造りたいのか?」と自問自答を繰り返し、自分の中では一番バランスが良く、美しいと感じている醍醐寺の五重塔に決めた。

では、「何から始めたらいいか?」と資料の収集方法を考えているときに、醍醐寺の五重塔が昭和25年のジェーン台風で大破し、解体修理工事が行われ

ていたことがわかった。そのときに作成された「工事報告書及び図面」を入手して、それを元に製作への第一歩を踏み出すこととした。

情報収集及び原寸図作成

平成10年7月に京都へ行き、醍醐寺五重塔を拝観し、併せて「工事報告書及び図面」を入手した。その際、美しい姿を目の当たりにし、感動と同時に一日も早く自分の手でこの姿を1/15で完成させたい、という気持ちが奮い立ったのを覚えている。今回、縮尺を1/15に拘ったのは、簡略化したり製法を変えることなく、今、自分の手で本物に忠実に製作できるのが縮尺1/15であったからである。

資料を入手後は、大工の経験等、日本家屋の建築に携わっていた頃の知識と技術を思い起こすと同時に、木造建築、特に古建築に必要な知識として「規矩術(きくじゅつ)」を勉強しながら、A1版用紙に原寸図を基壇部分より書き始めた。原寸図作成は、平成10年7月から平成19年5月まで、平日の本業の後、深夜にかけて行った。原寸図は延べ18枚に及んだ。



育樹祭



産業祭

木工事

平成11年1月から、基壇製材を開始し、平成20年5月に本体木工事が全て完了した。木工事の木材は、材木屋・建具屋等から1寸1分(3.3 cm)・1寸5分(4.5 cm)の厚みの2種類の檜板を購入して、必要に応じて自分で製材した。釘の使用は、醍醐寺五重塔同様、野地板等には使用しているが、構造部分には使用していない。

瓦製造及び瓦葺工事

木工事が終わりに近づいた頃、瓦をどんな素材で作成しようかと考えていたところ、自分としては本物の瓦の1/15を葺きたいと思い、小林瓦製作所に飛び込みで相談に行った。協力を快諾してもらい、話し合った結果、1枚ずつ葺かないと本物同様の傾斜が表現できないとのことで、平成19年9月に縮尺1/15の平瓦(縦2.4 cm・横2.1 cm)を含め13種類(鬼瓦は含まず。)の製造を依頼し、1枚ずつ焼いてもらうことになった。この小さくて薄い平瓦は焼き上げる過程で割れ易く、試行錯誤の結果、厚さ3 mmが限界と判明し、このサイズで製造することになった。当初は全ての瓦の製造を依頼したが、平瓦と丸瓦は製造する枚数が多いため、残り3/4に当たる約2万枚については自分自身で作り、千枚くらいまると窯に入れてもらい、焼き上げた。初回の焼き上がった瓦の見本が平成20年2月に届いた。

一方、瓦が焼き上がってくる前に葺屋への依頼を考えていたが、一般住宅の葺屋では神社仏閣を葺くことが技術的に困難であることがわかり、専門の葺屋である長安寺工業を探し当て、訪ねた。製作中の模型を見た上で協力の可否を決める、とのことで、平成19年9月に模型を見てもらった結果、瓦を葺いてもらえることとなった。平成20年3月に瓦屋・瓦葺屋・自分の3者が初顔合わせをして、各々が本職の傍ら醍醐寺五重塔の1/15の模型製作に力を注ぐこととなり、平成21年1月から瓦葺工事を開始した。

瓦葺は、焼き上がってきた瓦1枚1枚にブラシをかけて煤を払い、屋根の形状に合うように削る等の加工を施した上で、いよいよ本格的に平成21年1

月に初重から葺き始めた。葺き始めてまもなく、葺屋から「指導するから自分で葺いてみてはどうか？」と言われ、初重の途中から葺屋の指導の下、自分で葺いた。軒瓦を葺くために瓦割付をすること及び下り棟等の指導を受け、新しい知識を吸収することができた。

鬼瓦等については、瓦屋の1個1個手作りのため、それぞれの表情が若干異なり、屋根に乗せていくのも楽しいものがあった。鬼瓦を取り付ける際は、下から見上げたときにどんな角度になるか等、難しいことが多く、なかなか神経を注いだ仕事であった。

初重から葺き始めた瓦葺仕事も階を重ねて五重となり、平成24年7月に葺き上がり、五重塔の1/15模型の姿が現実の物となってきた。

相 輪

相輪の製作は、平成19年12月、木工事の完成の前に、日光東照宮の鋳金具の仕事を請け負っている日光市の鈴木鋳金具工芸社へ1/15で原寸図に基づき製作してくれるように依頼をしておいた物が平成20年4月に、見事な出来栄で納入されてきた。

台座及び梱包用具

模型本体が完成したので、平成24年9月から、台座の製作に取り掛かった。模型本体の重みに耐えて、なお、移動のときに解体可能な頑丈な台座を平成25年7月に完成させた。

移動のための梱包用具も、初・二重用、三重用、四重用、五重用、相輪用、工具用を作成して、移動時の損傷回避を図った。

おわりに

全ての作業が16年という長い年月をかけ、平成25年11月に終了した。今回無事に醍醐寺五重塔1/15模型を完成させることができたのは、協力してくれた各職と、関わってくれた周りの方々のお蔭である。心より感謝し、お礼を申し上げたい。

合 掌

愛知会定例研修会

『土地家屋調査士の今後を読み解く』

日時：平成26年1月21日(火) 午後2時～同4時30分

場所：名古屋市公会堂 4階ホール 名古屋市中区鶴舞一丁目1番3号

愛知県土地家屋調査士会(以下「愛知会」という。)は、これからの土地家屋調査士会、並びに会員の業務や事務所のあり方等につき、日本土地家屋調査士会連合会の方向性を会員とともに共有しながら、未来を考えていこうという研修会を企画しました。

会場となった名古屋市公会堂は、鶴舞公園の中にあり、昭和天皇の成婚記念として建築され、名古屋市の都市景観重要建築物指定の気品高く重厚な建物です。83年もの歴史を持つその会場で、制度制定64周年を迎えた土地家屋調査士の今後についての研修が、基調講演、パネルディスカッションの2部構成で読み解かれていきました。



研修部南館理事の司会進行により、愛知会の茶谷会長からは「基調講演、パネルディスカッションでは、問題点を聞くだけではなく、自分達がどう取り組んでいかなければならないか、その解決策を一緒に考えていくようにしていただきたい。また、隣接法律専門職として、研修会、会議、現場にも、六法を持ち歩き、常に法律条文の根拠を持つということを心がけていただきたい。」との開会あいさつがありました。



第一部 「基調講演」

講師 林千年連合会会長



土地家屋調査士の今後を読み解く「私たちに未来はあるのか」というテーマに、次年度に向け作成中の事業方針大綱として掲げる案に沿った話の中で、会長としての思いと考え方を丁寧に説明され、今後の土地家屋調査士のあるべき姿の参考にしていただきたいと講演されました。

平成26年度 事業方針大綱案

1. 「境界の専門家」としての社会的認知の獲得
2. 専門的能力の向上と業務領域の拡大
3. 登記所備付地図作成作業等、地図作りへの貢献
4. 全国的・統一的な土地家屋調査士会機能の確保

大綱の大きな柱は、【社会から境界紛争を根絶する】と【地図の整備】。これらを喫緊の課題、中期的(5～10年)な目標、長期的(10～15年位)なあるべき姿、それぞれに分けて取り組んでいくとして、具体的な説明がありました。

そして、今後も会員の方々に丁寧に発信をさせていただくので、是非、ご理解を頂き、応援いただきたいと結ばれました。

第二部 「パネルディスカッション ～私たちに未来はあるのか～」

コーディネーター	江口 滋	会員
サブコーディネーター	吉田真丈	会員
パネリスト	菅原唯夫	連合会副会長
	宮嶋 泰	連合会副会長
	平川文洋	会員(知多支部長)
	松平裕実	会員(岡崎支部長)

パネルディスカッションは、会員から事前に寄せられた質問に対し、連合会事業方針大綱案及び、連合会各部の事業計画案に沿って進められました。パネリストとして連合会からは、菅原、宮嶋両副会長が、愛知会からは、会員数94名の知多支部、182名の岡崎支部を取りまとめる平川、松平両支部長が参加され、一つ一つの質問を真摯に受け止め、役員の立場から、時には個人の思いとして、率直かつ活発に発言され、対応されていました。(以下、質問事項抜粋)

- ・ 専門資格者としての立場(志)
- ・ 土地家屋調査士の権利と義務
- ・ 倫理規程
- ・ 土地家屋調査士の自治権
- ・ 帰属意識
- ・ 土地家屋調査士試験受験者数の減少、会員数の減少
- ・ 土地家屋調査士法人
- ・ ADR 認定土地家屋調査士



- ・ 報酬額、調査・測量実施要領、不動産登記規則第93条調査報告書
- ・ 政治連盟、公嘱協会との関係
- ・ 広報活動

「私たちには未来の土地家屋調査士制度に繋げていく責務がある。制度が国民のためにある制度であることを忘れてはならない。

少子高齢化が進み、多様化する社会において、境界の専門家としての土地家屋調査士の存在意義、そしてどうあるべきか。今、個々が意識して取り組むべきことは、大綱に掲げられたこと等を意識に置き、日々の業務での実践において行うことである。会員が協力し一致団結することは存続の根源であり力である。」と結ばれ、研修会は終了しました。

広報部理事 上杉和子(三重会)

お詫び

本誌3月号(No.686)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

(頁)	記 (誤)	(正)
10	2日目(10月17日)	2日目(1月16日)

愛しき

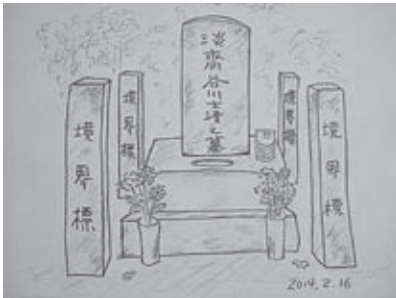
我が会、我が地元

Vol. 02

三重会

『ことすがさん』

三重県土地家屋調査士会 広報厚生部 牛田 隆義



左のスケッチの境界杭4本に条件反射し、土地家屋調査士型思考モードON、アプリ『興味津々』が起動してしまった

方、多いかと思います。

県内に著名な偉人はたくさんいますが、せっかくの機会ですので、世間ではあまり知られていないけれど地元では有名、たいへん尊敬されているBigな人物を取り上げたいと思います。

先ほどの境界杭の謎解きは後回しにして、まずは、この墓の主の話から始めます。

埋葬されているのは江戸時代の国学者『谷川士清』(1709～1776)です。

『たにがわことすが』と読めた方はそう多くおられないと思います。

名前を聞いても「誰?」とつぶやいた方がおかたと思います。



丸之内商店街にある銅像

無理ありません、教科書にも載っておらず、学校で習わなかったと思いますから。

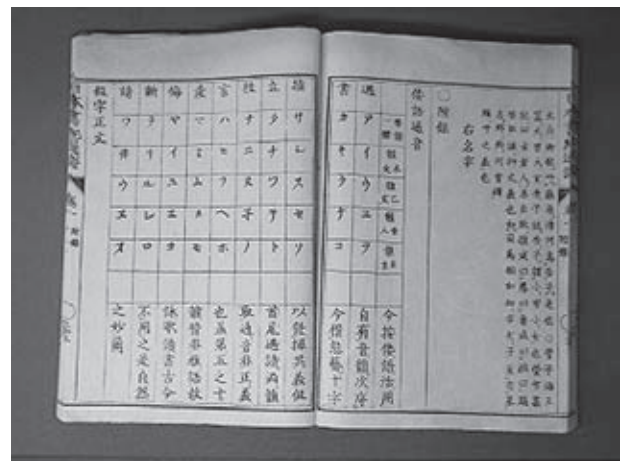
それでは、津市民が誇りとする『ことすがさん』(市民は親しみと愛情を込めてこう呼んでいます。)を簡単に紹介いたします。

津の八町で町医者^{ちやいしや}の長男として生まれ、21歳の時に京都へ行き、医学、儒学、本草学(博物学)、神道、国学、花道を学んでおりましたが、家業を継ぐため26歳のとき、津へ戻ってきました。

内科・産科医のかたわら国学の研究に励み、号を『淡斎』とし、自宅^{どうしんたにがわじゅうく}で『洞津谷川塾』を開いて多くの門人を教えました。

代表作のひとつ『日本書紀通証』^{にほんしよきつうしやう}(全35巻)を53歳の時に出版しています。これは日本書紀を理解しやすいように説明書きを加えたもので、研究に20年以上費やしています。その中の第1巻付録の『倭語通音』^{わごつうおん}は日本最初の動詞活用表であり、驚くかな、50音表と同じであります。ただ、鎌倉時代からの習慣により、現在のア行の『オ』とワ行の『ヲ』が入れ替わっています。現在の配列になったのは、本居宣長(1730～1801)により訂正されたためとのことです。

同じ国学者の本居宣長(松阪市)に比べ、谷川士清(津市)の知名度があまりにも低いのは諸説あります



倭語通音

が、当時の幕府にとって諸事情に照らし、好ましいか否かによる作爲的な偏見が業績を上回ったのではないかと考えられます。

ちなみに、これを読んだ宣長は士清に手紙を書き、以来二人の間に学問の交流が始まっています。

もうひとつの代表作は、50音順に配列された日本最初の本格的な国語辞典『和訓栞』(全93巻)です。多分野にわたる研究の中での豊富な知識をもとに、カードに言葉の語源や意味・使い方を詳しく書いていき、最終的に約21,000もの言葉を整理して辞書にしたものです。

編集が終わったのは1775年で、いよいよ本にするべく準備の最中、病気になり翌年67歳で亡くなりました。

特筆すべきは、士清の死後、子孫の人々(4代に亘る)が遺志を受け継ぎ、私財を投じ100年以上もの年月をかけて出版したことであります。

谷川士清旧宅は津市八町の伊賀街道沿いに今も残っております。国指定史跡となっていて無料一般公開されており、貴重な資料を多数展示するとともに江戸時代の町屋の様子を今に伝えています。冒頭の谷川士清墓はこの旧宅のすぐ近くにあります。

さてさて、境界杭の謎であります。士清の墓が国指定史跡となっているため、『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第4条』により境界標が設置されたものであります。条文によりますと、「境界標は13 cm角の四角柱とし地表からの高さは30 cm



谷川士清旧宅

以上とする。」とあります。

というわけで、この谷川士清墓は日本一小さな国指定史跡(0.96 m²)なのだとか…。

境界杭を見て小生が思わずサシをあて地積チェックしたか否かは想像におまかせします。

また、あまり知れ渡っておりませんが、津は有数の鰻処であります。市内には20軒以上の鰻屋があり、それぞれ独自のたれを駆使した鰻丼はとっても香ばしく美味しいです。

『うなぎ徹底攻略ガイドマップ』なるものもあり、津市民のソウルフードとなっています。

春光うらかな休日、史跡めぐりと鰻を食べに、津う(津市民は津のことをこう発音します。)へ、おいいない。

鹿児島県

『薩摩隼人の熱き想い』

鹿児島県土地家屋調査士会 副会長 福崎 秀一

鹿児島県の紹介

面積：378,000平方キロメートル(全国10位) 東京都の面積の約4倍
人口：170万人(全国24位)
市町村自治体：43自治体

九州最南端に位置する南北600キロの広大な県域には、周囲に真っ青な海と個性あふれる有人離島

28の島々があり、温帯から亜熱帯の環境に存在する地域です。

【自慢できるもの】

●日の丸 発祥の地

薩摩藩主島津斉彬は、1853年(嘉永6年)11月、幕府に大船・蒸気船建造申請を行ったとき、日本船の総印として、白い帆に朱の日の丸を使用しました。さらに、「日の丸」を日本全体の船印にするよう進言

しました。幕府もその必要性を認め、日の丸を日本全体の船印とする旨を1854年(安政元年)全国に布達しました。

1855年(安政2年)、薩摩藩が建造した昇平丸が江戸・品川に入港したときに、初めて我が国の船印として日の丸が揚げられました。

1870年(明治3年)1月27日、日の丸は日本の国旗として制定されました。

●君が代 発祥の地

入来町(現 薩摩川内市入来町)は、町内の大宮神社で奉納されている入来神舞から、「君が代」発祥の地といわれています。

入来神舞は、天の岩戸神話を演じたものですが、その中の一つに「十二人剣舞」があります。舞人が左手に太刀を持って登場し、鬼神の前に出て、「君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで」と声高らかに朗詠します。これが国歌の始まりになったといわれています。

この神舞は、700年前から踊り継がれており、11月23日(大宮神社祭)と大みそかに行われます。また、大宮神社の近くには「日の丸」という地名もあります。

●鉄砲伝来(種子島) 1543年

●キリスト教伝来の地(種子島) 1549年

●サツマイモ発祥の地(1705年)

県内各地域に焼酎の蔵元があり、その数は113

●国産軍艦第一号(昇平丸) 1854年

●我が国初のガス灯(薩摩藩主島津斉彬) 1857年

●新婚旅行第一号(坂本龍馬) 1866年

伏見の寺田屋で幕府の役人に襲われ負傷した坂本龍馬は、西郷隆盛や小松帯刀の勧めで、傷の治療のため、妻おりょうを伴い、鹿児島を訪れました。これが日本における新婚旅行の第1号ともいわれています。特に霧島では、温泉に入ったり、高千穂峰に昇ったり、波乱に富んだ生涯のなかで、最も心癒される楽しい日々を過ごしました。

●我が国初の洋式灯台(佐多岬) 1871年

●我が国初の国立公園(霧島) 1934年

●我が国初の衛星(おおすみ：内之浦宇宙空間観測所) 1970年

●我が国初の世界自然遺産地域(屋久島 他) 2013年

鹿児島県土地家屋調査士会の紹介

鹿児島県土地家屋調査士会

会員数：307名

支部数：9支部

冒頭で紹介しましたように鹿児島は離島が多く、そこで活躍されている会員の負担を考慮して、各支部から3名の会員に対して1名の代議員を総会の構成員とする代議員制を前年度まで行っておりましたが、交通アクセスの充実等に伴い、総会で協議した結果、本年度総会から全員総会に変更されたことが鹿児島県土地家屋調査士会(以下、鹿児島会という。)の歴史の中で大きな転機となったことであります。

役員は、会長を筆頭に副会長2名、常任理事4名、理事9名、監事2名で構成され、事務局職員3名で業務を行っています。

「境界問題相談センターかごしま」は、現在認証取得へ向けて準備中であります。

鹿児島会の特徴としては、各支部がボランティア活動を通して、土地家屋調査士制度の広報活動を積極的に行っていることではないでしょうか。

例えば、温泉地で有名な指宿の、日本で一番早く行われるマラソン「菜の花マラソン」では、南薩支部会員が運営上で重要な役目である交通整理にあたり、沿道には土地家屋調査士会ののぼりを立てて広報活動を毎年行っています。

また、国立公園を持つ霧島で行われる「坂本龍馬ハネムーンウォーク」において、霧島支部会員が休憩所に土地家屋調査士相談コーナーを設け、土地境界に関するお悩み相談を行い、身近なところでの広報活動を行っています。

他には、災害協定に関して、災害時において専門的な知識を発揮し、迅速かつ的確な支援を行えるよう、公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力のもと、4地方自治体と締結して「災害時の応急対策の協力に関する基本協定」の締結に取り組んでいます。

災害に関連して、鹿児島県のシンボルである活火山桜島の火山活動に関して研究をしている京都大

学火山活動研究センターの研究協力として、毎年GPSにより地殻変動の観測を行っており、研究の一助として社会貢献活動に寄与しています。

ちなみに、平成24年の桜島の爆発回数は835回(約2.3回/日)、降灰量 1833g/m^2 (鹿児島地方気象台情報)とのことで、鹿児島県民としては日常のことで特に気にはしていないのですが、この数字を改めて確認すると、やはり桜島の活動は凄いことなのかもしれません。

今後、鹿児島会としましては「土地家屋調査士」ロゴマークをオリジナルウェア等にプリントしたグッズ(会報：平成24年11月号に掲載)を利用しての土地家屋調査士制度の広報活動に努め、土地家屋の問題に関して広く国民に愛され、身近な国家資格

であることを広報できればと願っています。

全国の土地家屋調査士の会員の方々が「土地家屋調査士」ロゴマークを通して広報活動に賛同していただきまして、現在までご購入いただきました4000余名の皆様の熱き思いに、この場をお借りいたしまして改めて感謝いたします。

これからも、地道な広報活動を継続して続けることにより、少しずつでも国家資格である「土地家屋調査士」が浸透していくことを信念として、これからも尽力して参りたいと考えています。

オリジナルグッズのお問い合わせご注文は、鹿児島県土地家屋調査士会ホームページに掲載されていますので是非ご覧ください。

<http://www.kagoshima-chosashi.com/>



「土地家屋調査士」帽子黒



「土地家屋調査士会」オリジナル安全帯



「土地家屋調査士」所属会名入ロゴマーク



オリジナル「ロゴマーク入り」の作業服

富山県

「新人土地家屋調査士 牡丹ちゃんが行く」

広報部



『らんどまーく』第356号



牡丹ちゃん
新人土地家屋調査士



ちょうさし博士

牡丹ちゃんが困ったときに頼りに
している古参の土地家屋調査士



かくどさん

牡丹ちゃんの知り合いの
地主さん

小さい頃から道路に設置されて
いる金属鋸に関心があった牡丹
ちゃん。念願かなって土地家屋調
査士になることができました。

リーン、リーン、リーン
牡丹 はい、土地家屋調査士の
牡丹です。

かくど 牡丹ちゃんお久しぶりで
す。かくどです。土地家屋調査士
になったそうですね。おめでとう
ございます。

牡丹 かくどさん、おひさしぶ
りです。ええ、苦節5年。ようやく
土地家屋調査士になることがで
きました。かくどさんのおかげです。
かくど いえいえ、ところで**土地
の分割**をお願いしたいのだが、受
けてくれるかな。

牡丹 えっ、…あっ、はい、あり
がとうございます。がんばります。

かくど 後で、資料をFAXします

から、見積もりをお願いしますね。
牡丹 かしこまりました。

…

牡丹 **分筆**かー。まだやったこ
とないから全然わからないなー。
何から始めていいやら…。困った
ときは、ちょうさし博士に連絡し
てみようっ。

…

プルルルルルー、プルルルル
ルー

博士 はい、ちょうさし博士です。

牡丹 博士ですか。牡丹ですが、
今よろしいですか？分筆のことな
んですが。

博士 分筆登記の依頼がきた
の？よかったね。それで？

牡丹 どうしていいかまったく
わからないんです。

博士 そうかー。土地家屋調査
士に登録するとき事務局から**調測
要領**をもらわなかった？ファイリ

ングされた緑色の分厚い本。

牡丹 えーっと。たしか…。あ、
ありました。**調査・測量実施要領**
のことですね。

博士 そうそう。その本を読め
ば、土地の測量についてのイメー
ジができるから。

牡丹 わかりました。早速読ん
でみます。

博士 まずは、作業手順を立案
するところから始めてみるという
よ。調測要領の22条の別紙6に
土地調査・測量作業手順が書いて
あるから、それを基に作業手順を
考えてみたら。

牡丹 ふ〜む。なるほどー。受
託から成果の引渡までの手順は何
となくつかめてきたぞ。博士、調
測要領23条の作業区分がいまい
ちよく分からないのですが。

博士 まず、(1)の準備は具体的
にどのようなことをやるのですか？

(1)の準備は、まず資料調査。住宅地図や法務局の地図、土地の登記記録、地積測量図などを確認します。市役所とかでも地籍図や換地確定図といった図面を保管している場合があるのでそれも調査します。取得した地図や登記記録、測量図などから調査結果を整理し調査素図の作成をします。あと、調査士が隣接地の測量をしていたことが地積測量図などから分かった場合は、その調査士に聞いてみるのも良いと思います。その地域の慣習なども教えてくれるかもしれませんので。次に事前調査です。現地に行ってみて、作成した調査素図を基に現地を調査します。まずは、依頼を受けた土地の位置を特定します。そこから測量の範囲を決めます。現地調査前に見積もりを作成することも可能ですが、その見積もりはおそらく概算に近い金額になると思います。と言うのは、現地に行ってみないとわからないことがあり、現地調査後のほうが見積もりは正確なものが作成できると思います。

牡丹 境界点間の辺長をテープで測ることも事前調査に当たるわけですか？

博士 その通り。地積測量図に記載された辺長と現地の長さが一致するのか、短くなるのか、長くなるのかということを確認することも重要な事前調査です。

牡丹 (2)の基礎測量ってなんですか？多角測量や位置参照点測量とか、いろいろな測量の名前が並んでいますが、すべてやらなければならないのですか？

博士 基礎測量とは、測量方法を指すものではなく、筆界を確認

するための基礎となる測量で、作業区分の名前と考えてください。その基礎測量の中に、多角測量、位置参照点測量、復元測量、現況平面測量や画地調整があると考えてください。また、基礎測量にある復元測量は、筆界点が不明又は異常のため、既存の資料に基づき亡失した筆界点などを復旧する測量ですから、地積測量図のような辺長や座標のわかる既存の資料がなく、筆界点などの位置が特定できない場合、現地を十分に把握した上で、関係者の立会いによる確認作業をすることになります。

牡丹 画地調整には“測量”という言葉が入っていないのですが、測量ではないのですか？

博士 画地調整は、基礎測量で得た筆界確定の要素と、資料調査に基づき収集した既存資料とを照合・点検し、面積や辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定する作業を指しますので、測量ではありません。

(4)で出てくる一筆地測量も基礎測量と同様に測量方法を指すものではなく、作業区分の名前です。多角測量は基礎測量にも一筆地測量にも登場しますが、多角測量とは、各側点において隣接点間の距離と夾角を観測し、平面上の位置である座標を求める測量、いわゆる、トラバース測量と考えてください。

境界点測設と埋設の違いですが、簡単に言うと、測設は、分割点などに仮杭を設置するとかして位置を標示する作業を指し、埋設は、確定している筆界点などに永続性のある標識を設置する作業のことを指します。永続性のある標

識とは、石、コンクリート、金属標や金属プレート等を指し、われわれがよく利用している金属釘は仮標識であり永久標識ではありませんが、依頼者が安価な仮標識を希望した場合等の止むを得ない事情がある場合は設置することができます。

牡丹 うーん。何となく調測要領の22条と23条の言っている意味が理解できて来たぞー。何かやる気がでてきた。ありがとうございます。早速、現地調査に行ってください。

博士 ところで、牡丹ちゃん。測量現場はどこなの？

牡丹 ???…まだ聞いてませんでした。

博士 あらら、相変わらずそっかしいなあ。牡丹ちゃんは。

参考文献

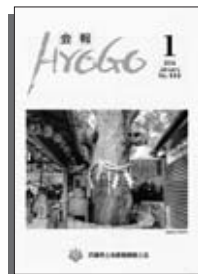
土地家屋調査士 調査・測量実施要領 第6版

※当記事は、架空の土地家屋調査士である牡丹ちゃんに関わった想定に基づく内容となっていますが、実際の測量・調査については、各会員が事件に応じて各々の責任において適宜判断してください。

兵庫会

「私の事件簿シリーズ 地積更正？地積測量図訂正？」

姫路支部 原 則夫



『HYOGO』第550号

まだ肌寒い3月初旬、事務所に出勤すると1本の電話が、早朝の電話に何か嫌な予感が…当事務所で昔分筆した土地の進入路の寸法が足りないとのこと。

あ、やってしまったかなと思いつながりながら話をよく聞くと、先日、所有者が新規に借入れをするにあたって金融機関に測量図を持参して相談したところ、幅員2メートルなければならない進入路の測量図の三斜求積の高さ(図面上幅員が判明する)が3ミリ足りないの融資ができないとの融資担当者の説明であり、地積測量図を訂正してほしいとの依頼である。それぐらい四捨五入すれば問題ないのではと思いつながりながらも電話を切り、早速、昔の測量図を引っ張り出し確認してみるとごく丁寧にミリ表示に、当時の事務所の三斜求積図のスタイルは六捨七入のセンチ表示にしており、たまたま面積合わせのためにミリ表示にしたのかなと思いつながりながらもさてどうしよう、地積更正？いやいや地目は公衆用道路のため小数点以下の地積の更正は無理、それでは地積測量図訂正？どこを訂正する？？簡便に直す方法を図面とにらめっこをしながらああでもない、こうでもないと考えるも考えが纏まらない。

とりあえず現地に行ってみて簡単にテープで寸法・境界標等を確認しほぼ合致しているのでひとまず安心。後日所有者の休日に自宅に面会し、所有者より何とか5万円以内で測量図を直してほしいといわれ、約束するもはてさてまだ方針が決まってない。座標求積に変更すればなんとかなりそうな気もするが…

翌日法務局で登記官に説明し、小数点以下の地積更正登記ができるか確認するもやはり公衆用道路のため小数点以下が省略されているので登記地積に変動はなく地積更正登記では無理とのこと。一旦登記地目を宅地に変更し、小数点以下の地積更正登記を申請して新測量図を備付け、その後公衆用道路に再度地目変更すれば可能かも知れないかなと机上の空論を思い巡らしていると、登記官より境界標の表示が工事等により変更になった場合に地積測量図の訂正ができるという先例があったという耳よりの言葉が、資料を探してもらうと確かに可能であると記載されている。そういえば境界標のうちコンクリート刻印を金属プレート等に変更し、境界標の測量図訂正を世界測地系の座標計算で地積を変えずに作成すれば何とかかなり

そうかなと考えは纏まった。

方針が決定すれば、早速週末に測量し、確認のため新境界標設置場所に隣接する所有者との立会いをして境界標設置の了解を頂き、金属プレート1点及び金属鋲1点を設置し、作図、委任状等の押印をして、年度末ではあったが地積測量図訂正の申出をして補正もなく10日程で完了した。

この土地の測量分筆はスムーズに進行した土地であったため、あまり記憶に残っていない土地であったが、そういう時の方が後日何らかの問題を秘めている可能性があることを今更ながら思い起こさせる当事務所のちょっとした事件であった。

「11の目」 昨今の思うこと」

淡路支部 原田 固

広報部よりの、会報「11の目」への原稿依頼。突然のことにとまどいながら、真っ先にしたことは、過去の会報を本会のホームページで読むこと。そして、初めて綱紀委員が「11の目」の原稿を書いているのを知った次第です。

そういえば、会報がペーパーレス化してから、会のホームページで行事予定や各委員会の連絡等を見ていたけれど「11の目」の欄を読んだ記憶がありません。

そこで、書く内容をあれこれ思案しても、全く思いつかず、つれづれなるままに、とりとめもないことを書いてみたいと思います。

最近、よく思うのは世の中の変化のスピードが自分の予想していたよりも早く進んできたことです。

たとえば、測量機器、平板やトランシットからGPS測量の時代へ、作画や計算もペンの手書きや電卓の計算からパソコンやプリンターの図面へと一挙に進んできました。

その中で、変わらないようでも変わってきたのは人間です。

特に、立会業務中に接する人のありようの変化です。

昔は土地の境界立会を依頼しても、その必要性から説明して、ようやく現地に着てもらい、立会をしても大ざっぱで、適当にやっというなどと言われることもめずらしくありませんでした。

しかし、昨今の立会は様変わりしてきたようです。境界の立会を

するのは、当然のこととと思っているし、また、来た人たちも自分の言い分だけは、はっきりと言います。そのかわり、人の言い分は、あまり聞かずに、中にはすぐに怒り出す人もいて、以前と比べればのんびりと世間話でもしながらという雰囲気でもありません。

どうも、人に対する思いやりや、相手の立場になって考えるということがなくなりつつあるようです。

このように、立会をしていると、人間のほんねやたてまえが現れ、100人いれば、100とおりの考えがあるというのが実感できます。同じ言葉で同じ内容を言っても、その言葉の受けとりようも千差万別で、言ったこちらの方が驚く場合もあります。

ですから、ちょっとした言葉の行き違い、説明不足、あるいは一言のよけいな言葉。そして、少しの手間をじゃまくさいと省いたために大変なこと、そう、いわゆる「綱紀案件」にかかることがあります。

現在、綱紀委員会に出席して、いろいろな話を聞きながら、自分の身に照らして考えると、ひとつ間違えると、依頼者や隣接所有者より、いつ苦情が本会や法務局に持ち込まれてもおかしくないということです。

自分の場合は、たまたま運がよかつただけではと想ったりもします。

ほんの少しの、人に対する思いや態度。それこそ「人のふり見てわがふり直せ」です。

自分だけは大丈夫と思わず、常に自分の職責を忘れず、運だけでなく、誰がみても、いや自分自身が、納得のいく人との関係を築きながら、何とかこれからの残りが少なくなりつつある、土地家屋調査士の人生をけがさないように全う出来たらと思う今日この頃です。

備えあれば、憂いなし

福岡県福岡中央支部 小河 徹

会員の皆さん、土地家屋調査士国民年金基金を御存知ですか？あるいは加入はどうされていますか？まだでしたら、是非とも加入されることをお勧めします。

国民年金基金は、国民年金を補う制度です。

私達団塊の世代は、生まれたときから競争の中で育ってきましたが、経済的には終戦(そのときはまだ生まれたばかりで何も知りませんが…)のドン底から“朝鮮動乱”による戦争景気、“東京オリンピック”招致による好景気等で常に右肩上がりの世の中でもありました。

中学、高校の年は“金の卵”ともてはやされ、大学の年は“青田刈り”と言われる様に、企業の人社試験は夏休み前に始まるほど、求人難(こちらからすれば、引く手あまたってところでした)でした。

そんな時代背景の中で土地家屋調査士事務所を開設したのですが、私もまだ30歳になったばかりの頃で、老後のことなど露ほどにも考えていませんでした。

縁あって国民年金基金の代議員を前任者から引き継ぎましたが、会議に出席すると、いつもメンバーの皆さんが本当に基金のことを勉強されかつ、いかに基金を運用していくのか等々、熱く討議されているのに感心していました。

好況に乗って、基金の運用利回りも年5%位(?)まで伸びていたと思います。

役目柄、基金には(仕方なく)1口だけ入っていましたが、今では…調子の良い時に目一杯入っておけばよかった…と悔やんでいます。

そんな中、所謂“バブル”が崩壊！

「なーに、10年以内には戻るよ」の期待虚しく追い打ちをかける“リーマン・ショック”！！

受給資格となる直前に、例の“社保庁の不正問題”

が発覚し、当局のアンケートに回答した結果、(土地家屋調査士となるまで、小さな会社を転々としたので)厚生年金を掛けた実質年数は、4～5年しかなかったことが判りました。

それでもまだ何とか仕事は回っていたので、相変わらず老後のことなど頭にありませんでした。

そうこうする内に、私もいつの間にか還暦を迎え、数年前から年金基金を掛ける側から給付を受ける側になりました。

実際に年金が振り込まれてくる額には、全く情けなくなります。

サラリーマンとして定年を迎えた同窓生のその額と比べて、何と少ないことか！

(私の親も自営業でしたが、それよりも遥かに低いのです！！)

これでは、小遣錢にもなりません。

今より更に歳を取って、いづれ廃業せざるを得ないことになります。

とても年金を頼りに生計を立てるのは無理なのです。

会員の皆さん(特に若い方々)、私の轍を踏むことの無い様、計画的な人生を送るためにも是非、国民年金基金に(出来る限り多くの口数)加入しておきましょう！！

曰く

「何時までも有ると思うな親と金」

曰く

「金は、幾ら有っても邪魔にはならぬ」

曰く

「備え有れば、憂い無し」

曰く

「後悔、先に立たず」

自営業、フリーランスのみなさんにお知らせ

今に ゆとり。

の国民年金基金。

掛金が全額所得控除で、税金が
おトク。さらに、基本は終身年金
だから、一生涯受け取れて、

老後に ゆとり。

わたしも、国民年金基金です。 優香



今にゆとり。掛金は全額所得控除で
税金がおトク。



老後にゆとり。基本は終身年金。
だから一生涯受け取り。

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上
65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・
お問い合わせはお気軽に。
※掲載している情報は最新情報から必ずしも一致しない場合があります。

 **0120-145-040**
www.chosashi-npf.or.jp

土地家屋調査士国民年金基金
〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2層205号

告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成25年度土地家屋調査士新人研修(近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

近畿ブロック協議会(61名)

大阪会(20名)

木下 誠	和田 匡広
木村 興希	羽入 敦子
康永 相範	楠原 伸啓
石長川 勝博	中井 健之
窪田 将人	加藤 正毅
西谷 隆志	古藤 泰志
山崎 昭典	森田 朋也
大栗 真孝	杉山 亮
北山 以珠美	頼田 亘平
久保 尚之	上間 重樹

兵庫会(20名)

折田 真一	村上 寛子
佐藤 浩之	細見 浩夫
天野 泰志	南前 雅彦
永尾 朋寛	家野 稔久
若原 弘行	藤原 明雄
早石 幸治	内海 潤一
高橋 宏成	芝 博美
鈴木 浩二	平塚 勇太
松前 直也	白敷 功
志野木 健二	藤田 真吾

京都会(9名)

美濃 智広	清水 稔
南 陽介	森岡 真史
鈴木 章久	東本 伸治
杉井 亨	奥村 英司
井上 幸紀	

奈良会(3名)

椿 裕久	中泉 成実
滝澤 圭祐	

滋賀会(6名)

北村 善則	下崎 勇治
伊庭 秀	馬場 真作
小池 洋平	中山 清隆

和歌山会(3名)

浦 ふゆき	島田 修次
山下 隆士	

(順不同・敬称略)

中部ブロック協議会(39名)

愛知会(20名)

東野 友裕	外山 明
比嘉 大輔	山田 幸寛
武田 隆作	神谷 佳希
原田 禎之	早川 弘員
向田 賢一	古川 剛
大橋 久美	早川 達也
小関 直人	天野 勲
伊藤 裕之	渡曾 高紀
早稲田 泰英	三宅 式樹
和田 進助	小曾川 真明

三重会(2名)

松井 金也	藤定 忠弘
-------	-------

岐阜会(4名)

津山 武工	前田 貴博
加地 健一	坪井 章

福井会(2名)

山本 慶一	吉田 明
-------	------

石川会(7名)

楠 享士	能崎 雅彰
家宅 誠一郎	石黒 英二
亀山 佳史	西川 剛志
松原 令弥	

富山会(4名)

福山 勝年	奥田 和也
柳澤 俊哉	芝田 達矢

(順不同・敬称略)

中国ブロック協議会(19名)

広島会(4名)

西本 博宣	近藤 実
香川 岳久	栗原 健治

山口会(4名)

重田 正将	中藤 敏志
長崎 有喜	梶山 実

岡山会(8名)

磯崎 淳子	林 直樹
黒川 好宏	船守 雄喜
河本 晃征	越智 秀樹
佐藤 勝政	高木 伸一郎

島根会(3名)

塩冶 暁	柿木 尚
小笹 泰則	

(順不同・敬称略)

九州ブロック協議会(40名)

福岡会(18名)

犬丸 雅元	岡田 洋輔
内平 晃二	木原 崇
家宇治 利幸	杉町 康孝
田中 勇一	浦 清貴
土田 俊策	河野 誠
田尻 一幸	入江 啓介
末廣 大樹	池田 剛敏
上村 洋充	永田 博文
林 拓生	吉田 明生

佐賀会(2名)

中村 勝十	吉岡 大介
-------	-------

長崎会(2名)

池田 圭穂	渡部 聖吾
-------	-------

大分会(3名)

佐藤 裕之	三重野 達
有馬 遼	

熊本会(4名)

中尾 祐一	三角 健太
牧野 泰幸	松江 康史

鹿児島会(6名)

末永 則雄	前村 賢二
郡山 天志	内匠 良一
西 健吾	屋久 智博

宮崎会(4名)

稲元 志朗	福嶋 城史
吉岡 貴浩	上村 広行

沖縄会(1名)

半嶺 当徹

(順不同・敬称略)

東北ブロック協議会(11名)

宮城会(3名)

大浦 康宏	渡辺 友和
砂金 圭介	

福島会(2名)

五十嵐 洋介	久米 允昭
--------	-------

岩手会(2名)

田中 厳保	高橋 健太朗
-------	--------

秋田会(2名)

菅原 秋彦	藤原 聡史
-------	-------

青森会(2名)

前川 智	上明戸 茂
------	-------

(順不同・敬称略)

北海道ブロック協議会(8名)

札幌会(4名)

小西 英樹	千葉 真吉
松本 将太	渡邊 純

函館会(1名)

高野 敬一

旭川会(1名)

大野 仁

釧路会(2名)

野田 幸夫	齊藤 徹也
-------	-------

(順不同・敬称略)

四国ブロック協議会(17名)

香川会(6名)

池田 武史	宮武 則雄
山下 和慶	佐藤 丈伸
池田 浩二	中島 仁

徳島会(2名)

鎌田 真一	小比 直人
-------	-------

高知会(2名)

太田 聡	佐野 巧也
------	-------

愛媛会(7名)

蝶野 公治	水野 敬三
吉田 良二	神野 峰好
塩崎 岳伸	益田 貴之
岡崎 英樹	

(順不同・敬称略)

ち ょ う さ し 俳 壇

第347回



水えくぼ

水上陽三

雪舞ひて盆梅の白濁りたる
ことごとく朴の槍芽の天を突く
身の内の野性が煽り走る野火
佐保姫の歩きし道を辿りけり
春昼の生れては流る水えくぼ

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

氷上の舞ひ収めたる金メダル
二ヶ月の雪に被はる大八州
浅春やケネディ大使沖繩へ
日脚伸ぶ混み合つて来る診療所
わが髪を洗ふ妻の手春の昼

茨城 島田 操

春雪と風流ぶつてはをれぬ降り
煌めくは風にふふめる柳の芽
春雨に森羅万象目覚めける
老どちの野良の一服日脚伸ぶ
大農機大修理して耕しぬ

茨城 中原ひそむ

鉾山事務所たりし空地や落の臺
ぼた山の面影はなし山桜
桜満開いまなほ残る鉾山神社
祖父母父母のみの墓なり春彼岸
上げ潮に散りゆく桜鰯跳ねる

長野 中沢 武

枯葛や土壁崩るるままの家
年寄りの挙措慎しめり新年会
兵たりし昔を偲ぶ寒の月

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

わが髪を洗ふ妻の手春の昼

自宅で奥さんに調髪でもして貰ったので
あろうか、何とも微笑ましい光景を想像す
る。願わくば、手の不自由から奥方の手を
煩わしたのでないことを祈る。

島田 操

大農機大修理して耕しぬ

原句では春耕す、となっていたが、「耕」
一字で春耕を意味するので、収まりを考え
て、耕しぬとした。稲その他の穀類・そ菜
などすべての種・苗をおろす前に、田畑の
土を鋤き返して柔らかくすること、春期
に多い。ただし、稲田は一毛作地と二毛作
地とでその時期にちがいがあ。掲句の場
合は、田植え前の田圃を鋤返すのであろう
とおもわれるので、耕耘機等大農機化して
いる現在の農業経営の実態に即しているよ
うに思われる。そのような時代背景も手
伝つて当然に大修理もしなければならな
いであろう。大のリフレインが潔い。

上げ潮に散りゆく桜鰯跳ねる

中原ひそむ

渚というよりも桜土手のある河口の光景
であろう。おりから上げ潮となり河口の水
位も上がってくる。満開の桜も最早盛りを
過ぎて、上げ潮に散り込んで行く。河口に
群がるぼらの稚魚がきらきらと光りながら
飛び跳ねているのである。穏やかな春の光
景である。

中沢 武

年寄りの挙措慎めり新年会

同業者同士の新年会であらう。年寄りを
自覚して挙措を慎んでいると、自分自身を
謙遜して言ったものであろう。

【二投句方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3～5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町二丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年 2月 3日付

東京 7826 橋本 真	神奈川 2972 小澤太香雄
神奈川 2973 佐藤 哲也	千葉 2139 細井 大輔
千葉 2140 曾根 利勝	群馬 1023 若林 修司
群馬 1024 吉岡 崇	群馬 1025 大澤征三郎
静岡 1750 山田 武男	新潟 2194 五十嵐久美子
新潟 2195 石川 和久	新潟 2196 五十嵐 淳
大阪 3202 森田 朋也	大阪 3203 上間 重樹
大阪 3204 大栗 真孝	大阪 3205 杉山 亮
大阪 3206 北山以珠美	大阪 3207 頼田 亘平
大阪 3208 久保 尚之	大阪 3209 溝口 達哉
京都 864 細野 泰史	京都 865 水原 健介
兵庫 2432 清藤 政之	兵庫 2433 岡田 和也
滋賀 433 小池 洋平	愛知 2848 和田 進助
愛知 2849 小曾川真明	愛知 2850 柴田 静篤
愛知 2851 萩野 慎一	石川 654 西川 剛志
広島 1850 伊川 充	広島 1851 近藤 実
福岡 2241 亀井 広行	福岡 2242 末廣 大樹
福岡 2243 浦 清貴	福岡 2244 千坂 昇平
福岡 2245 工藤 祥規	福岡 2246 照瀬 宏毅
宮崎 790 上村 広行	宮城 1013 砂金 圭介
札幌 1178 菅原 知博	香川 705 池田 浩二
香川 706 佐藤 丈伸	高知 664 佐野 巧也
愛媛 839 岡崎 英樹	愛媛 840 大塚 朋弘

平成26年 2月10日付

東京 7827 佐々木茂之	東京 7828 落海 一哉
埼玉 2551 富永 博文	千葉 2141 山口 大助
新潟 2197 山田 貴広	奈良 432 峯川 敦史
滋賀 434 中山 清隆	愛知 2852 湯浅 博司
石川 655 亀山 佳史	石川 656 石黒 英二
石川 657 松原 令弥	広島 1852 香川 岳久
福岡 2247 上村 洋充	山形 1226 村田 公平
岩手 1144 高橋健太郎	愛媛 841 渡部 真一

平成26年 2月20日付

東京 7829 鈴木 由幸	千葉 2142 石橋 雅樹
栃木 910 山士家光幸	栃木 911 小林 収
和歌山 429 大田 政人	岐阜 1252 加藤 靖隆
福岡 2248 池田 剛敏	長崎 781 中川雄一朗

秋田 1026 関 将人 香川 707 柴田 健治
徳島 496 友成 善行

登録取消し者は次のとおりです。

平成25年 9月21日付	千葉 1572 丸 弘
平成25年11月23日付	大阪 1674 森崎 勝
平成25年12月17日付	静岡 1587 佐野 正三
平成26年 1月 8日付	山梨 300 歌田 貞治
平成26年 1月10日付	広島 1689 勝治 光夫
平成26年 1月18日付	愛媛 554 大西 淳介
平成25年 8月 6日付	愛知 1246 磯崎 録司
平成26年 2月 3日付	
群馬 809 茂木 茂	静岡 823 北嶋 秀三
大阪 1834 繁田 機	愛知 1857 渡邊 志信
三重 497 田中 康正	山口 796 埴生 正行
福岡 989 石島 靖之	福岡 1390 石賀 市郎
福岡 1708 塙 健治	福岡 1935 山本 静
鹿児島 619 大久保和人	山形 1040 荒井 啓行
平成26年 2月10日付	
和歌山 271 小林 美明	三重 654 上村 実
岐阜 1069 堀 栄治	秋田 809 小笠原力雄
青森 594 佐々木信行	
平成26年 2月20日付	
東京 7758 木元 恵一	群馬 799 小野里光男
大阪 2631 富澤 研一	愛知 2812 増井聡太郎
長崎 764 山下 武司	

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年 2月 3日付	東京 7786 本多 崇
平成26年 2月10日付	福岡 1995 山本 宰三
平成26年 2月20日付	東京 6916 羽山 博

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行等に関する重要なお案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成25年9月末日までに累計23,722枚の電子証明書を発行してまいりましたが、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっていました。

そのような状況の中、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、昨年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者(以下「新認証局」という。)に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

これを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員

の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年(平成27年)3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引をします。

2 新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現行認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年(平成26年)8月上旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年(平成26年)10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いします。

A グループ 電子証明書有効期限：

2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いします。

B グループ 電子証明書有効期限：

現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができ

なくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いします。

C グループ 電子証明書有効期限：

2014年11月中旬以降又は新規

2015年(平成27年)2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いします。

3 電子証明書の発行方式

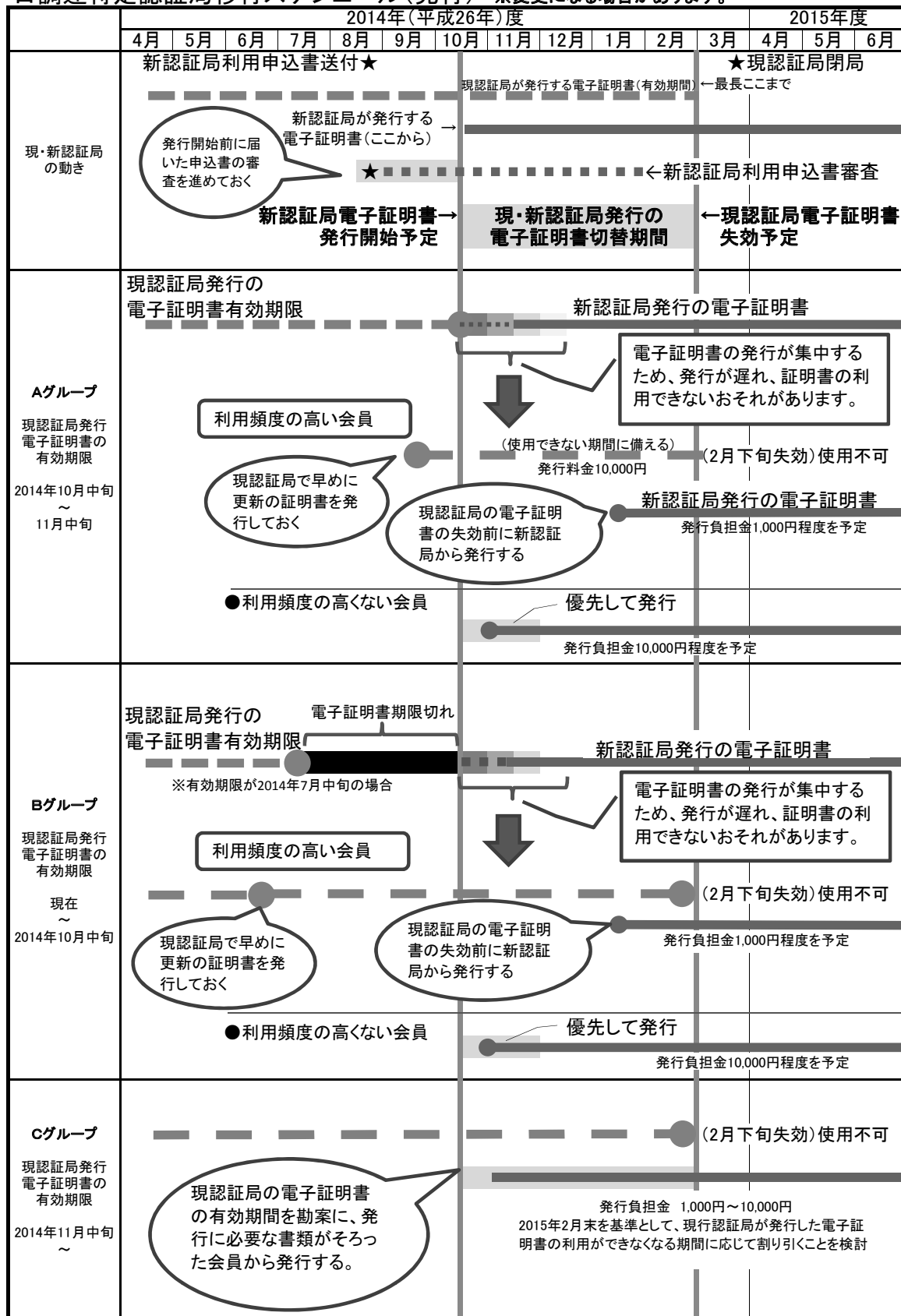
指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール(発行) ※変更になる場合があります。



2月

19～20日

平成25年度第3回監査会

20日

平成25年度第22回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成25年度第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について

20～21日

平成25年度第5回理事会

＜審議事項＞

- 1 平成26年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士調査・測量実施要領追録第4号の発行について
- 4 平成25年度実態調査報告書の発行について
- 5 研究所研究員の選任について
- 6 事務局長の異動について

＜協議事項＞

- 1 政策要望(案)の取りまとめについて
- 2 「土地境界実務講座(仮称)」の開催について
- 3 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開について
- 4 新認証局における電子証明書発行負担金について
- 5 日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正(案)について
- 6 電子証明書の利用範囲の拡大について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正(案)等について
- 8 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について
- 9 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 10 土地家屋調査士制度の将来展望と長期計画について
- 11 「最新計測機器」による実証実験の実施について
- 12 「世界の地籍制度に関する研究」会議への会員への自由参加募集について
- 13 平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 14 平成25年度第2回全国ブロック協議会会長

同の運営等について

- 15 連合会における平成26年度の主要な会議に関する日程案について

20日～21日

平成25年度第5回理事会業務監査

25日～26日

第4回制度対策戦略会議

＜協議事項＞

- 1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開について
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進について
- 3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処について
- 4 東日本大震災の復興支援と防災体制の強化について
- 5 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化について
- 6 関連団体との協調体制について

26日

第3回研究テーマ「東日本大震災継承」会議

＜協議事項＞

- 1 平成25年度の研究所研究テーマ「東日本大震災の次世代への継承に関する研究」について

27日

第7回社会事業部会(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 連合会HPの修正案について
- 2 各土地家屋調査士会等による防災協定等の社会貢献について
- 3 平成26年度事業計画(案)及び説明要旨について

28日

第1回法務委員会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士法人の解散から清算終了までの期間における競業禁止の適否について
- 2 使用人土地家屋調査士の定義等について

3月

3日

第4回研究テーマ「筆界判断整合」会議

<協議事項>

- 1 平成25年度の研究所研究テーマに係る中間とりまとめについて

4日

第2回オンライン登記推進室会議

<協議事項>

- 1 オンライン登記推進室の今後の活動について

5日

第7回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 CPD評価検討委員会の対応について
- 2 CPD制度Q & A等の整備、改訂について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 平成25年度研修部事業計画の各事業の進捗について

成果の取りまとめに係る業務統計等検討会

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」報告書の作成について
- 2 集計結果の公開方法の最終確認
- 3 平成25年実態調査の取りまとめについて

6日

平成25年度第23回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成25年度第2回全国ブロック協議会会長会同の対応について
- 2 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について

6～7日

第2回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 連合会各部等活動報告
- 2 平成26年度開催のシンポジウムについて
- 3 「土地境界実務講座(仮称)」の開催について
- 4 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた支援について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の改正について
- 6 平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画

(案)及び予算編成の概要並びに日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について

10日

平成25年度CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度について

11日

第3回研究テーマ「諸外国地籍」、同「地籍管理国際標準化」会議

<協議事項>

- 1 各研究員の研究成果報告等及び前研究員からの説明について
- 2 今後の研究の進め方について
- 3 研究中間報告書の提出について
- 4 平成26月号、12月号の研究報告について

第5回編集会議

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について
- 2 会報掲載記事について

11～12日

第4回地図対策室

<協議事項>

- 1 国土調査法第19条第5項に係る民間測量成果の活用について

12日

研究所打合せ

<協議事項>

- 1 研究所会務執行について

12～13日

第8回社会事業部会

<協議事項>

- 1 各土地家屋調査士会等による防災協定等の社会貢献について
- 2 平成26年度事業計画(案)及び説明要旨について
- 3 各部所管に関する文書発信について
- 4 「公共事業に係る登記関連業務の受託体制について(お願い)」文書について
- 5 国土調査法第19条第5項指定申請について

会長レポート

R E P O R T

2月16日
～3月15日

2月

18日

全公連主催 第2回研修会

ホテルメトロポリタンエドモントにおいて開催され、宮嶋副会長と出席させていただく。全国から集合された各公嘱協会役員の前で、土地家屋調査士の将来展望と題して講師としてお話しした。境界の専門家として社会から完全な認知を受ける姿を目指す。そのために、『境界紛争ゼロ宣言!!』の全国発信と日常業務の成果を活用した地図づくりへの参画の二つの柱を平成26年度の事業方針大綱に据えるため、公嘱業務を通じての協力もお願いした。

19日

平成26年埼玉土地家屋調査士会新春交礼会

埼玉会の新春交礼会に出席。多くの地元選出国会議員、県会議員、市町村議員と首長の皆さんの参集をいただき、盛大かつ有意義な交礼会であった。

19～20日

平成25年度第3回監査会

各副会長とともに監査会に臨む。監事の方々から平成25年度の業務及び収支内容についてご意見をいただく。

20日

平成25年度第22回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席のもと、平成25年度を総括する理事会対応を協議。

20～21日

平成25年度第5回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事が出席し、平成25年度最後の理事会に臨む。本年度の事業、収支に関して総括し、来るべき平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について、具体的内容にも踏み込んだ理事会運営を意識したところである。

21日

ほっかいどう地図・境界シンポジウム2014

理事会終了後、佐藤常任理事と札幌へ向かい、「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2014」に合流する。13回目の開催だが、毎年で開催であることに意義を感じる。まさしく継続は力なりである。その成果として、出席者300人の約半数が自治体職員と他団体であったことに繋がっているのと感じた。

22日

北海道ブロック協議会内会長打合せ会

札幌会事務局において、北海道ブロック協議会の四会会長と意見交換をした。北海道の歴史が生む独特の法務、地図行政の成り立ちや、少数会員の単位会を預かる会長の皆さんとも意見交換ができたことは、今後の会務運営に役立てていきたいところである。

24日

参議院議員 豊田俊郎政経セミナー

千葉市の三井ガーデンホテルにて開催された豊田俊郎参議院議員政経セミナーに岡田副会長、海野常任理事、鈴木泰介理事とともに出席。早朝にもかかわらず、先生の人柄からか、県内はもとより大勢の方々が参集され、同じ土地家屋調査士として誇らしい感覚が湧いてきたところである。また、政治連盟から椎名副会長、さらには多くの千葉会会員の出席があって盛会であった。

25～26日

第4回制度対策戦略会議

連合会と制度対策本部員における情報の共有化を図り、制度の将来の活動の基盤とするべく、情報と課題を収集・分析することを目的として開催した。各本部員からは、執行部の考え方や活動について、注意すべき観点や幅広い論点から、多くの意義深い提言をいただき、私たちの進むべき道に

ついて大変有益な二日間であった。今後の会務運営に活かしていく所存である。

26日

土地家屋調査士紹介特別番組の撮影

本年度における制度広報の目玉ともいえるべき、メディアを使った広報活動として、3月22日(土)14時からBSジャパンにて放送される番組に会長として出演することとなり、岡田副会長、佐藤常任理事、金子理事の立会のもと撮影を行った。カメラを前にすると緊張してしまうのは、今も昔も変わらずだが、放送を楽しみに待つこととしたい。

全調政連役員と打合せ

全国土地家屋調査士政治連盟の大会も近いことから、幹部との打ち合わせを行った。様々な懸案事項について、情報交換したのち、共に向かうべき道筋に関して意見調整をさせていただいた。『境界紛争ゼロ宣言!!』に関しても、お互いに発信し合うことになった。

27日

衆議院議員 高村正彦朝食勉強会

岡田副会長とともに出席。東京都知事選挙の報告等、地方の情勢にも言及いただいた内容の勉強会であった。

28日

中部ブロック会長会議

私の出身母体である、中部ブロックの会長会議に出席。中部各会の現状報告をいただき、将来展望とともに意見交換を行った。

3月

1日

前田稔氏黄綬褒章受章お祝いの集い

富山市で開催された、前田稔先生の祝賀会に出席させていただき、全国の会員を代表してご挨拶させていただいた。また、当日は佐賀県唐津市で水竹亦雄先生の黄綬褒章受章祝賀会も開催されたとあるが、宮嶋副会長と岡田副会長の代理出席にて祝意をお伝えさせていただいた。

2日

市川新太郎君の黄綬褒章受章を祝う会

東京ドームホテルで開催された、市川新太郎先生の祝賀会に出席させていただき、全国の会員を代表してご挨拶を申し上げた。当日は、あいにくの雨模様だったが、多くの方々がお祝いに駆けつけておられた。

5日

法務省民事局民事第二課との意見交換

法務省民事局民事第二課長も交えての意見交換会。土地家屋調査士業界が抱える問題点をできるだけ国民目線で説明し、善処方をお願いした。法務省とも共有できる課題が多いので、一緒に粘り強く対応していく旨を確認した。

6日

平成25年度第23回正副会長会議

主に「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく要請等に関して協議した。

6～7日

第2回全国ブロック協議会会長会同

各副会長、専務理事、各常任理事出席。冒頭、執行部が抱える問題について、本音の協議にしてほしいとの意見を頂戴し、ブロック協議会長の皆さんとの一体感を感じる。平成26年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)を重点的に協議し、各ブロック特有の取組み、更には、制度の将来を見据えた提言をいただく。次年度以降の会務運営の基礎的内容を協議できたものと感じた。

7日

各種懸案事項の対応に係る打合せ

岡田・加賀谷・宮嶋各副会長、専務理事、総務部長、財務部長出席。同日までのブロック協議会会長会同、更には、先月末開催の制度対策戦略会議の内容も受け、今後の基本方針の確認を行った。

8日

第9回地籍問題研究会

大阪学院大学にて開催された地籍問題研究会定例研究会に参加。当日は午前中から幹事会、平成

26年度通常総会と開催され、幹事の皆さんが参集。研究会の概要は、GIS関連、建築行政の情報集積の実態、筆界情報の管理に関する取組み、地理空間情報の法的問題と多様だが、充実した内容の研究会であった。

9日

志野忠司先生 旭日小綬章受章お祝の集い

前期、共に副会長を務めた、志野忠司先生の旭日小綬章受章祝賀会に出席。歴史を感じる奈良ホテルに全国各地から会員が参集された。自民党政調会長の高市早苗議員はじめ多くの議員さん、友人の方々なども出席され、盛大な祝賀会であった。

11日

東日本大震災三周年追悼式

政府主催の東日本大震災三周年追悼式に参列し献花をさせていただきました。天皇・皇后両陛下、安倍総理大臣ら三権の長、ご遺族ら約1,200人が参列

され、あらためて被害の大きさ、復興への長い道のり、原発事故終息までの気の遠くなるような年数等々を思い、人としてできること、土地家屋調査士としてやるべきことを考えさせられた一日であった。

12日

全調政連 第14回定時大会及び懇親会

全国土地家屋調査士政治連盟第14回定時大会に菅原副会長、竹谷専務理事とともに出席。

日頃の政治活動に感謝とお礼の挨拶をするとともに、連合会の平成26年度の事業方針についてもお話しさせていただき、今後、各会の総会等に正副会長が出席する際、政治連盟の重要性、必要性を全国の会員に対して、しっかり説明することを約束した。

大会終了後行われた懇親会には、過去最高の人数となる国会議員のみなさんの出席があり、今日までの地道な活動の成果の表れであると感じた。

編集後記

「人生を豊かにする彩り」 vol.9

今回は、前回の白色の対極にある【黒色】を取り上げてみます。

一般的に、白色は「光」や「誕生」を表すのに対して、黒色は「闇」や「生命の終り」を表します。

大切な物を隠すのも、悪いと思っている物を隠すのも、認めたくない物を隠すのも『闇の中』というように、黒には自分の弱さや、罪悪感を隠す、また人から自分自身を隠そうとするイメージがあるようです。人が恐れや不安な気持ち、罪悪感を感じているときに、知らずに選んでいるのが「黒系の服」や「暗い場所」だったりするのは、そういったところに理由があるのでしょうか。

また、恋愛においては黒やダークな色は、できれば避けておいたほうが良いようです。お洒落の達人ともなれば別でしょうが、恋愛の場において【黒色】は息苦しさを感じさせる色になりがちです。相手にとって打ちとけにくく、強いガードを感じさせてしまうことが多いようですからご注意ください！

さて、【黒色】はこのようにネガティブな色に捉えられがちですが、その意味を知ることによりポジティブな意味に変換することができます。例えば、そんなときには、自分の中の無意識に目を向け、真実に目を向ける勇気が必要な時期(再生・変化のとき)が来たと考えてみてはどうでしょうか。【黒色】は仕切り直しの色で、自分の気持ちを律する色でもあります。

天然石でいうと、黒のオニキスはインスピレーションと創造性を高める、また、近未来の成功を約束してくれるパワーストーンともいわれています。

先に、恋愛には不向きと書きましたが、上手にファッションに取り入れ【黒色】が持つ厳粛さや洗練さ等の効果を利用してみるのもいいでしょう。自分の能力や技術を正しく理解してもらいたいとき、常に冷静に対応したいときなどには黒のスーツで挑んでみてください。

(色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。)

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
(以下「日調連特定認証局」)が発行する電子
証明書をなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば電子証明書を取得できるの？

日調連特定認証局が発行する
電子証明書は、ネット等の世界において
「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、
オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作
成したデータ(一部署名できな
いものもあります。)
に署名する場合等
に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明
書の取得方法」、「オンライン登記申
請の準備方法」及び「電子証明書の再発
行方法」など様々な手続の説
明をしているので、よく
読んで申し込んでね。

トウコさん

電子証明書を全会員が所
持することは、オンライン申請
に対応できる組織としての能力が
あることを宣言する第一歩だよ！



【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけてい
るといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行された電子証明書は、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、電子証明書を失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。よろしくお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

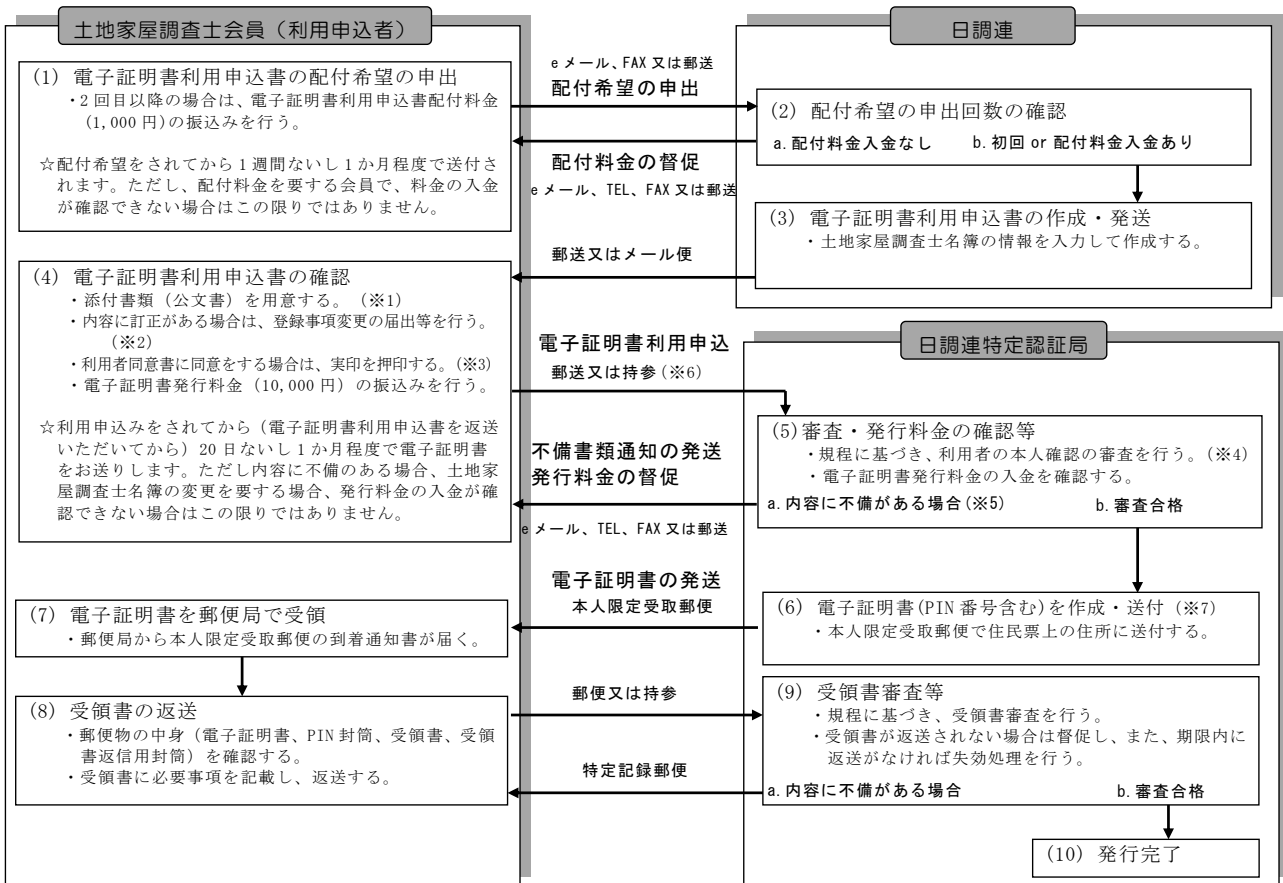
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

電子証明書利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(電子証明書の初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

電子証明書を取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、電子証明書発行までに時間がかかる場合がございます。
特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) 電子証明書は、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

電子証明書の同封物について

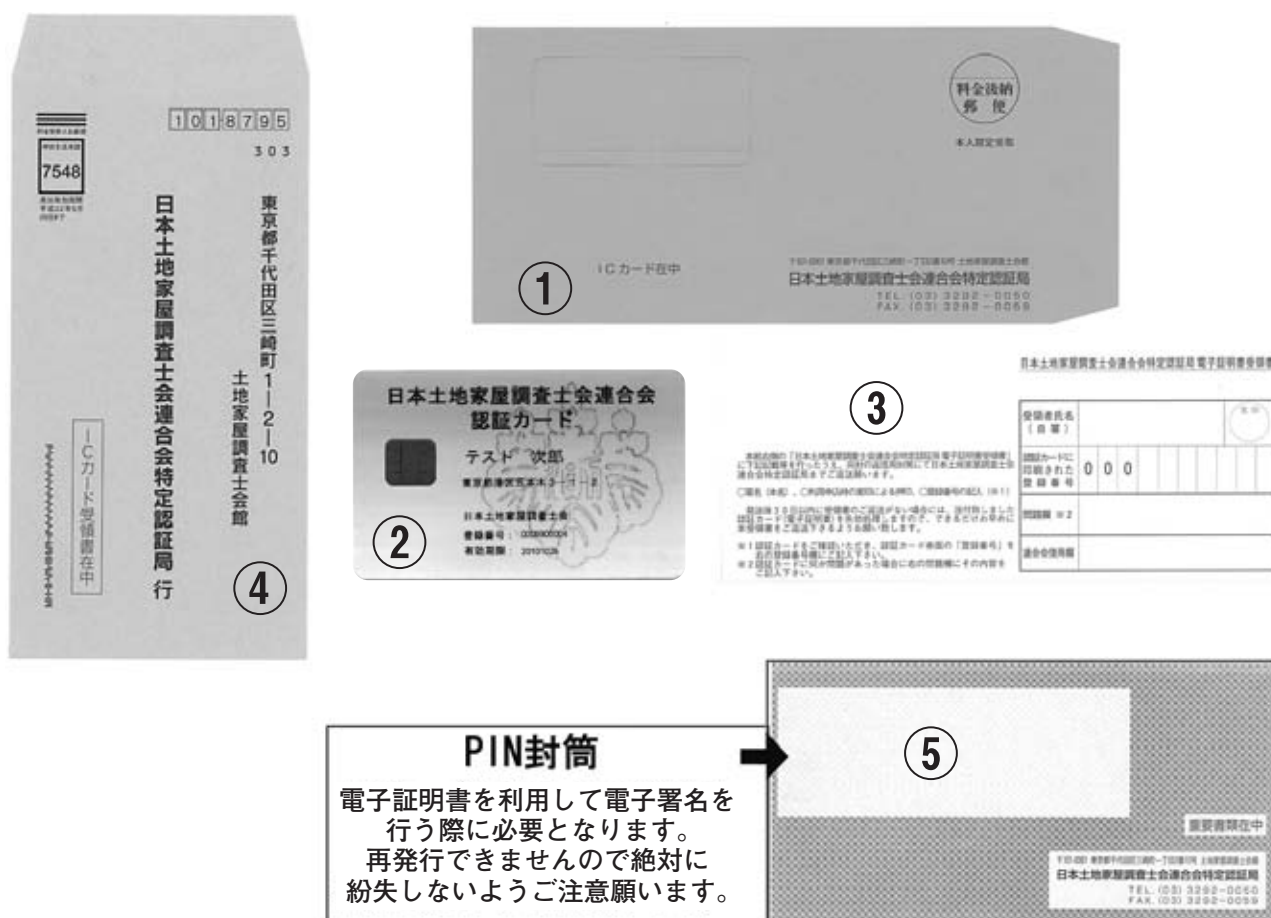
電子証明書が同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード(電子証明書)
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返信用封筒
- ⑤ PIN封筒

電子証明書のPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードは署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力すると電子証明書が使えなくなりますのでご注意ください。**(この場合、当該電子証明書を失効し、新規に電子証明書を発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

電子証明書受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。電子証明書が発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、電子証明書は失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・ 自署(氏名) (楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ 電子証明書の券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

電子証明書を利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

電子証明書の発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月から電子証明書の発行を開始し、平成26年2月末日現在で累計24,168枚の電子証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

電子証明書の発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		